



住民票・戸籍・印鑑登録

窓口で本人確認を実施しています

問 市民課

市では、本人になりすました虚偽の届出や不正な手段による証明書の請求を防ぐため、戸籍の届出や住民異動届、住民票・戸籍に関する証明などの交付申請の際に、来庁された人の本人確認を実施しています。

●本人確認の対象者

◎窓口に来た人(代理人が申請する場合、委任状が必要です。詳細については事前にお問い合わせください。)

●本人確認の方法

◎下記により本人確認を行いますので、届出、申請時には忘れずに下記本人確認書類をお持ちください。

- 1点で確認
運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、その他官公署が発行した顔写真付証明書など
- 2点で確認
健康保険証、年金手帳、年金証書、学生証、社員証など

戸籍の届出

問 市民課 戸籍係

種類	届出の期間	届出先	届出できる人	必要なもの
出生届	子どもが生まれた日を含めて14日以内	父母の本籍地、子の出生地、届出人の所在地のいずれか	父母(父母が届出できない場合は、法定代理人、同居者、医師、助産師のいずれか) (父または母が署名した届書を代理人の方が役所に持参されてもかまいません。)	1.届出人の印鑑 2.出生証明書 3.母子健康手帳 4.国民健康保険証(加入者の場合)
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	死亡者の本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれか(いずれにも該当せず、死亡者の所在地(住民登録地)の場合などは受付ができませんのでご了承ください)	死亡者の親族、同居者、家主・地主またはその管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人のいずれか	1.届出人の印鑑 2.死亡診断書または死亡検案書
婚姻届	特に制限はありませんが、届出をした日から法律上の効力が発生します。	夫または妻の本籍地または所在地	夫と妻(未成年者は父母の同意書が必要) なお、届書には成人の証人が2人必要です。	1.夫婦双方の印鑑(一方は旧姓のもの) 2.夫婦双方の戸籍謄本(全部事項証明)ただし、届出地が本籍地の人の分は省略できます。 3.届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、官公署発行の顔写真付のもの) ※届出により氏に変更がある場合は、通知カード(またはマイナンバーカード)、住民基本台帳カード(所有者のみ)の変更手続きがあります。



住所の異動届

問 市民課 市民係

種類	こんな場合に	届出期間／届出義務者	届出に必要なもの
転入届	他の市町村から小郡市に引越したとき	転入後14日以内／本人または同一世帯の者	前住所の市町村が発行した転出証明書、本人確認書類※、住民基本台帳カード(所有者のみ)、異動者全員の通知カードまたはマイナンバーカード 特別永住者・外国人住民は上記に加えて特別永住者証明書または在留カード
転出届	小郡市から他の市町村に引越すとき	転出が決まった日から転出後14日以内まで／本人または同一世帯の者	本人確認書類※、印鑑登録証(登録者のみ) ○転出先の住所の記入が必要です。
転居届	小郡市内で引越したとき	転居後14日以内／本人または同一世帯の者	本人確認書類※、住民基本台帳カード(所有者のみ)、異動者全員の通知カードまたはマイナンバーカード 特別永住者・外国人住民は上記に加えて特別永住者証明書または在留カード
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯分離、世帯合併をするとき	変更後14日以内／本人または同一世帯の者	本人確認書類※

※本人確認書類は、運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、健康保険証、年金手帳または年金証書などです。

印鑑登録

問 市民課 市民係

印鑑登録

15歳以上で小郡市に住民登録をしている人は、印鑑を登録することができます。ただし成年被後見人は登録できません。

手続に来る人	必要なもの	印鑑登録証の交付
①本人	(A)官公署発行の写真付本人確認書類がある場合 (1)登録する印鑑 (2)官公署発行の写真付本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)	申請日当日に登録証を交付します。印鑑登録証明書もその場で発行できます。
	(B)保証人を立てる場合 (1)登録する印鑑 (2)登録する人の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など) (3)保証人の印鑑登録証 (4)保証人の登録している印鑑 (所定の保証書に記入・押印していただきます。)	
②本人	官公署発行の写真付本人確認書類がない場合 (1)登録する印鑑 (2)登録する人の本人確認書類(健康保険証、年金手帳など)	申請日当日の印鑑登録証の交付および印鑑登録証明書の発行はできません。申請書を提出していただいた後、本人宛に照会書を送付しますので、本人が内容確認の上、署名押印(登録印)し、それを②の場合には本人の本人確認書類、③の場合には申請を行った代理人の本人確認書類とともに持参してください。
③代理人	(1)登録する印鑑 (2)委任状(代理権授与通知書) (3)代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	

登録できない印鑑

以下のいずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ①一辺8mmの正方形の中に印影が収まるもの
- ②一辺25mmの正方形の中に印影が収まらないもの
- ③縁が1/4以上かけているもの
- ④ゴム印その他変形しやすい素材のもの
- ⑤他の世帯員が登録しているもの
- ⑥印影が不鮮明なもの

その他詳細はお問い合わせください。

印鑑登録証明書の発行

印鑑登録手続終了時に、印鑑登録証を交付します。たとえ本人であっても印鑑登録証と本人確認書類のご提示がないと証明書の発行はできません。印鑑登録証や登録印鑑を失くした時、または改印をする時は、「廃止・亡失」の届出後、改めて印鑑登録の手続が必要です(登録料が別途かかります)手続の方法は上記の印鑑登録の手続と同様です。



マイナンバーカード

問 市民課 市民係

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請等のサービスにもご利用いただけます。

カードの有効期限は、20歳以上の人はカードが発行された日から10回目の誕生日まで、20歳未満の人はカードが発行された日から5回目の誕生日までです。

券面イメージ



取得方法

通知カードとともに送付している申請書※を記入し、顔写真を貼付のうえ、郵便で申請をしてください。（スマートフォンやパソコンによるオンライン申請や、まちなかの証明写真機からの申請も可能です。詳しくはお問い合わせください。）カードを交付する準備ができましたら、市民課よ

り受け取りについての案内（交付通知書）を発送します。案内に記載している受け取り方をご確認のうえ、必ずご本人さまが窓口にてお受け取りください。

※申請書を紛失している場合や、申請書の記載内容に変更がある場合は、新たな申請書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

カードの記載内容に変更があったとき

マイナンバーカードには、住所、氏名／通称名、生年月日、性別が記載されています。引越しや戸籍届出などでそれらに変更が生じた場合、カードの記載内容を変更する手続きが必要です。市民課窓口で住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）を入力し、お手続きください。（なお、本人以外が手続きを行う場合、別途必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。）

暗証番号を忘れたとき

マイナンバーカードには、最大4つの暗証番号があります。暗証番号を忘れた場合は、マイナンバーカードと本人確認書類を持参のうえ、市民課窓口にて再設定を行ってください。（なお、本人以外が手続きを行う場合、別途必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。）

通知カード

問 市民課 市民係

通知カードは、マイナンバー（個人番号）をお知らせする紙製のカードです。券面には「氏名／通称名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー（個人番号）」が記載されており、マイナンバーの確認書類としてご利用いただけます。一般的な本人確認の書類としてはご利用いただけませんので、ご注意ください。

カードの記載内容に変更があったとき

引越しや戸籍届出などで通知カードの記載内容に変更が生じた場合、新たな情報を裏面に記入します。本人確認書類をご持参のうえ、市民課窓口でお手続きください。（なお、本人または同一世帯員以外が手続きを行う場合、別途必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。）

通知カードを紛失した場合

市民課窓口にて紛失届を出してください。通知カードを再度取得したい場合は、併せて再交付の申請※をしてください。申請をしてから三週間程度で、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から簡易書留（転送不要扱い）で送付されます。すぐにマイナンバーを確認したい場合は、マイナンバーの記載された住民票を市民課窓口にて取得する方法があります。

※再交付の申請には、警察署の遺失物届受理番号と本人確認書類、手数料500円が必要です。詳しくはお問い合わせください。



各種証明書

問 市民課 市民係

各種証明書の発行手数料

戸籍謄(抄)本(戸籍の全部(個人)事項証明書)	450円	住民票謄(抄)本	300円
除籍謄(抄)本	750円	住民票記載事項証明	300円
改製原戸籍謄(抄)本	750円	マイナンバーカード(再発行)	800円
戸籍の附票	300円	通知カード(再発行)	500円
身分証明書	300円	印鑑登録	300円
戸籍届出受理証明書	350円	印鑑登録証明書	300円

※上記以外の各証明書の料金はお問い合わせください。

証明発行申請時の注意

- 証明発行申請の際に本人確認を行いますので、本人確認ができるものをご準備ください。
(39ページ「窓口で本人確認を実施しています」を参照)
- 戸籍に関する証明書(附票・身分証明書を含む)は本籍地の市町村でのみ交付できます。小郡市以外に本籍がある方はご自分の本籍地市町村にご請求ください。
戸籍に記載されている人以外の方が戸籍に関する証明を請求する場合は、本人または請求資格のある方からの委任状が必要になる場合があります(身分証明書は同籍の人からの請求の場合でも委任状が必要です)。
- 本人もしくは同一世帯以外の方が住民票を請求する場合は委任状が必要です。もしくは住民票を必要とする理由を証明する疎明資料の提示をお願いする場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 印鑑登録証の提示がなければ、印鑑登録証明書は発行できません。(40ページ「印鑑登録」を参照)

市役所以外での証明発行 [サービスセンターのご案内]

問 市民課 市民係

各種証明書の発行は市内2か所のサービスセンターでも行っています。市役所まで行かなくても、平日だけでなく日・祝日に(一部休業日あり)サービスセンターで証明を取得することができます。
なお、取得できる証明書は下記のものに限りますのでご注意ください。

- ①現在の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)・現在の戸籍抄本(戸籍の一部事項証明書)
※日・祝日は発行できません。
- ②現在の住民票謄本・現在の住民票抄本、現在の住民票記載事項証明書(市独自様式のものに限ります。)
※住民票の除票・マイナンバー(個人番号)記載の住民票は発行できません。
- ③印鑑証明書
印鑑登録証を持参してください。印鑑登録をしていない方や、印鑑登録証を紛失した方は、先に市役所市民課にて印鑑登録をする必要があります。
- ④市県民税に係る所得・課税証明書
- ⑤納税証明書(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税を納付された方への発行です。)

- 請求には市役所窓口での請求方法と同様の手続(本人確認など)が必要です。
- 印鑑登録、住所変更や戸籍の届出はできません。

あすてらすサービスセンター

所在地:小郡市二森1167番地1
(総合保健福祉センター「あすてらす」内)
☎0942-72-6666
FAX0942-72-6477
開庁時間:午前8時30分~午後5時
休業日:毎週土曜日・第4水曜日

みくにサービスセンター

所在地:小郡市三沢4196番地1
(三国校区公民館「ふれあい館三国」内)
☎0942-75-3392
FAX0942-75-3409
開庁時間:午前8時30分~午後5時
休業日:毎週土曜日・第3日曜日

※どちらのサービスセンターも、それぞれの休業日の他に施設整備などのための臨時休館日、年末・年始(12月28日から翌年1月4日まで)の休館日があります。事前にご確認ください。

